

昭和二十六年一月十一日受領
答 弁 第 三 七 号

(質問の 三七)

内閣衆質第三七号

昭和二十六年一月十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員横田甚太郎君提出臨時物資需給調整法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出臨時物資需給調整法に関する質問に対する答弁書

消費物資規制法案については、通商産業省において右法案作成の具体的事実はない。

臨時物資需給調整法に関しては、同法は昭和二十六年四月一日をもって失効するが、国際情勢の変化に伴う諸般の状況から、同法の有効期限の延長の可否については目下慎重に検討中である。

右答弁する。